

指宿広域市町村圏組合指宿広域クリーンセンター安全監視委員会設置要綱

(平成25年指宿広域市町村圏組合告示第5号)

改正 平成29年指宿広域市町村圏組合告示第1号

令和2年指宿広域市町村圏組合告示第8号

令和2年指宿広域市町村圏組合告示第10号

(目的及び設置)

第1条 指宿広域市町村圏組合が設置する指宿広域クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）の運営に当たって、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、一般廃棄物処理施設（新ごみ処理施設）に係る環境保全協定書第15条の規定に基づき、指宿広域市町村圏組合指宿広域クリーンセンター安全監視委員会（以下「安全監視委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 安全監視委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) クリーンセンターの運営について、必要な監視をすること。
- (2) クリーンセンター周辺の定期的な監視をすること。
- (3) クリーンセンター周辺の臭気及び騒音等の監視及び確認をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公害や災害防止のために必要な監視をすること。

(組織)

第3条 安全監視委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について管理者が委嘱する。

- (1) 丈六地区自治公民館を代表する者 1人
- (2) 丈六地区自治公民館代表者が推薦する者 1人
- (3) 成川自治区を代表する者 1人
- (4) 成川自治区代表者が推薦する者 3人
- (5) 関係市の所管課長 各1人

3 安全監視委員会に委員長及び副委員長各1名を置くものとし、委員長は、委員の中から互選し、副委員長は委員長が指名する。

4 委員長は、安全監視委員会を代表し、会務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 安全監視委員会の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 安全監視委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の開催は、原則年1回とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、臨時の会議を開催することができる。

3 安全監視委員会においての議決は、出席委員の過半数をもって議決する。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 安全監視委員会の庶務は、指宿広域市町村圏組合事務局において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、安全監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が安全監視委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成25年12月2日から施行する。

附 則（平成29年3月29日指宿広域市町村圏組合告示第1号）

この告示は、平成29年3月29日から施行する。

附 則（令和2年6月29日指宿広域市町村圏組合告示第8号）

この告示は、令和2年6月29日から施行する。

附 則（令和2年11月5日指宿広域市町村圏組合告示第10号）

この告示は、令和2年11月5日から施行する。